

別紙

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

エリア	適用地域
北海道電力ネットワーク株式会社 管内	北海道 ただし、礼文島、利尻島、天売島、焼尻島および奥尻島は除きます。
東北電力ネットワーク株式会社 管内	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県 ただし、山形県の飛島ならびに新潟県の佐渡島および粟島は除きます。
東京電力パワーグリッド株式会社 管内	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
中部電力パワーグリッド株式会社 管内	愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県
北陸電力送配電株式会社 管内	富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部
関西電力送配電株式会社 管内	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中国電力ネットワーク株式会社 管内	鳥取県、島根県（隠岐諸島[島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島]を除きます。）、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国電力送配電株式会社 管内	徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。)
九州電力送配電株式会社 管内	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
沖縄電力株式会社 管内	沖縄県（沖縄電力株式会社が定める離島供給約款の適用地域を除く）

2. 料金計算方法

次項3の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①電力量料金＋②再生可能エネルギー発電促進賦課金

① 電力量料金＝電力量料金単価×使用量

② 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

エリア	契約種別
北海道	よかエネ NORTH 電灯
東北	よかエネ EAST 電灯
東京	よかエネ EAST 電灯
中部	よかエネ WEST 電灯
北陸	よかエネ WEST 電灯
関西	よかエネ WEST 電灯
中国	よかエネ WEST 電灯
四国	よかエネ WEST 電灯
九州	よかエネ WEST 電灯
沖縄	よかエネ SOUTH 電灯

3. 契約種別、料金単価等

以下の契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

(1) よかエネ NORTH 電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器、動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(b)契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロワット未満であること。

(c)契約電力が、原則として50キロワット未満であること。

(d)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量と契約電力との合計（この場合、10アンペアまたは1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)(b)のいずれかに該当し、かつ、(d)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

(a)適用範囲が電灯または小型機器の場合、供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(b)適用範囲が動力の場合、供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周

波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流・契約容量・契約電力

- (a) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (b) 契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条 (1 2) 最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。
- (c) 契約電力は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前の契約電力とします。なお、新たにご契約を開始する場合は一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約電力の算定方法に準じるものとします。

ニ 料金単価 (税込)

電力量料金	1 キロワット時につき	42 円 50 銭
-------	-------------	-----------

ヘ その他

適用範囲が動力の場合において、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(2) よかエネ EAST 電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器、動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (b) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。
- (c) 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。
- (d) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアまたは 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)(b)のいずれかに該当し、かつ、(d)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

- (a) 適用範囲が電灯または小型機器の場合、供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- (b) 適用範囲が動力の場合、供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむ

をえない場合には、交流単相 2 線式 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流・契約容量・契約電力

- (a) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (b) 契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条 (1 2) 最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。
- (c) 契約電力は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前の契約電力とします。なお、新たにご契約を開始する場合は一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約電力の算定方法に準じるものとします。

ニ 料金単価 (税込)

電力量料金	1 キロワット時につき	39 円 50 銭
-------	-------------	-----------

ヘ その他

適用範囲が動力の場合において、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(3) よかエネ WEST 電灯

イ 適用範囲 (中部・九州)

電灯または小型機器、動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (b) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。
- (c) 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。
- (d) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアまたは 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)(b)のいずれかに該当し、かつ、(d)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 適用範囲 (関西・中国・四国)

電灯または小型機器、動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 使用する最大容量 (以下「最大需要容量」といいます。) が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (c) 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。
- (d) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量または契約容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電

気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)(b)のいずれかに該当し、かつ、(d)の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

(a)適用範囲が電灯または小型機器の場合、供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(b)適用範囲が動力の場合、供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ニ 契約電流・契約容量・契約電力

(a)契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(b)契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条(12)最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

(c)契約電力は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前の契約電力とします。なお、新たにご契約を開始する場合は一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約電力の算定方法に準じるものとします。

ホ 料金単価(税込)

電力量料金	1キロワット時につき	35円50銭
-------	------------	--------

ヘ その他

適用範囲が動力の場合において、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(4) よかエネ SOUTH 電灯

イ 適用範囲(沖縄)

電灯または小型機器、動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)電灯または小型機器の総容量の値が50キロワット未満であること。

(b)契約電力が、原則として50キロワット未満であること。

(c)1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、電灯または小型機器の総容量と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(c)の電灯または小型機器の総容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用するこ

とがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

(a)適用範囲が電灯または小型機器の場合、供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(b)適用範囲が動力の場合、供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備・契約電力

(a)契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(b)契約電力は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約容量とします。なお、新たにご契約を開始する場合は一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。

ニ 料金単価（税込）

電力量料金	1 キロワット時につき	39 円 50 銭
-------	-------------	-----------

ホ その他

変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。